

全国

ぜんこく
しぎかいじゅんぼう

平成24年
(2012年) 4 月 5 日
毎月3回5の日に発行
(購読料は会費に含む)

第1827・28号
定価 1部20円

発行 全国市議会議長会

〒102-0093
東京都千代田区平河町2-4-2
代表 TEL 03(3262)5234
旬報 TEL 03(3262)2309
発行人 大竹 邦実

http://www.si-gichokai.jp

市議会旬報

岩手県広域処理希望量

平成24年 3 月11日現在

可燃物	29 (千 t)
不燃物	73 (千 t)
木くず	471 (千 t)
合 計	573 (千 t)

○内訳

●県北 (洋野町、久慈市、野田村、普代村)

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
可燃物	29 不検出(検出下限値未満)~39.6
不燃物	66 不検出(検出下限値未満)~35
木くず	35 不検出(検出下限値未満)

●宮古市 (田野畑村分及び岩泉町分を含む)

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
木くず	108 不検出(検出下限値未満)~135

●山田町、大槌町

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
木くず	122 不検出(検出下限値未満)~131

●釜石市

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	7 -
木くず	57 -

●大船渡市、陸前高田市

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
木くず	149 50~103

宮城県広域処理希望量

平成24年 3 月11日現在

可燃物	1,316 (千 t)
不燃物	1,390 (千 t)
木くず	734 (千 t)
合 計	3,440 (千 t)

○内訳

●石巻ブロック (石巻市、東松島市、女川町)

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
可燃物	1,316 101~171
不燃物	1,057 207~360 (細じん)、20~50 (その他)
木くず	568 35~84

●宮城東部ブロック (塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町)

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	61 230~390 (細じん)、44~109 (その他)

●名取・亶理ブロック (名取市、岩沼市、亶理町、山元町)

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	15 260 (細じん)、86 (その他)
木くず	12 66

【岩沼処理区】

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	10 310 (細じん)、62 (その他)
木くず	37 41

【亶理処理区】

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
不燃物	247 930 (細じん)、240 (その他)

【山元処理区】

広域処理希望量(千 t)	放射能濃度(Bq/kg)
木くず	117 340

●気仙沼ブロック (気仙沼市、南三陸町) は未定。

今回の要請は、災害廃棄物の処理に関する特別措置法第6条第1項に基づく措置。福島も加えた被災3県、既に受け入れている東京都、受け入れを表明した各自治体は、要

野田総理の要請文では地震に伴う津波により、岩手県で通常の一般廃棄物排出量の約11年分、宮城県では約19年分に及ぶ膨大な災害廃棄物の発生を指摘し、広域処理の必要性を強調した。細野環境相の要請文では広域処理の必要量が、岩手県内では約57万

国の出先機関の権限移譲で
特別制度の基本案を提示
内閣府は3月16日、政府の第6回地域主権戦略会議へ「国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係

震災復興に向け野田総理が ガレキ処理への協力要請

政府は3月16日、東日本大震災で発生したガレキの処理を進めるため、35道府県と10政令指定都市に対し、協力を求める要請文を発送した。また、野田佳彦・内閣総理大臣名の要請文と併せ、細野豪志・環境大臣名の要請文も発送した。各自自治体へ要請したガレキの搬出元は、岩手と宮城の2県を対象としている。

請文の発送対象から除かれている。なお、受け入れを表明した自治体のうち、群馬、神奈川、静岡の3県と、3県内に所在する政令指定都市の5団体については3月23日、具体的な要請内容を盛り込んだ要請文を発送した。

「広域処理要請先」(道府県)▽北海道▽茨城県▽栃木県▽千葉県▽新潟県▽富山県▽石川県▽福井県▽山梨県▽長野県▽岐阜県▽愛知県▽三重県▽滋賀県▽京都府▽兵庫県▽奈良県▽和歌山県▽鳥取県▽島根県▽岡山県▽広島県▽山口県▽徳島県▽香川県▽愛媛県▽高知県▽福岡県▽佐賀県▽長崎県▽熊本県▽大分県▽宮崎県▽鹿児島県▽沖縄県(政令指定都市)▽札幌市▽千代田市▽新潟市▽名古屋▽京都市▽神戸市▽岡山市▽広島市▽北九州市▽福岡市

4月1日、熊本県熊本市が中核市から政令指定都市へ移行した。これにより全国で20番目の政令指定都市が誕生した。指定都市となることで、社会福祉、保健衛生事務事業などで都道府県並みの権限が移譲される。

▽長岡市(新潟県)
〒940-8501
長岡市大手通1-4-10
電話番号は変更なし

熊本市が指定都市

4月5日現在の都市数
810団体

うち	
指定都市	20市
中核市	40市
特別市	40市
一般市	687市
特別区	23区

議会所在地変更

る特別制度(基本構成案)を示した13・4面掲載。同案は、政府が平成22年12月28日に閣議決定した「アクション・プラン」出先機関の原則廃止に向けて」に基づき、出先機関の事務・権限を移譲するための枠組みを示すもの。受け皿となる広域的実施体制は、都府県で組織する「特定広域連合」としたほか、北海道と沖縄県が個々に移譲対象とされた。移譲の受け皿となることを現時点で希望している関西、九州両地域の意向を踏まえ、当面の移譲候補は、経済産業局、地方整備局、地方環境事務所としている。

第23年度 本会 委員会 活動結果の概要

< 1 >

本会の地行・地財・社文・産経・建運の5委員会による平成23年度中の要望活動結果の概要を今号から、3回にわたり順次掲載する。

地方行政委員会

23年度の地方行政分野は、地方自治法の改正が大きなテーマとなった。23年8月24日に発足した第30次地方制度調査会を舞台に地方六団体代表の参加も交えつつ、有識者が議論を交わした。議論の結果を踏まえ取りまとめた地方自治法改正案に関する意見書は

昨年末、地制調の会長である西尾勝・(財)東京市政調査会理事長から野田総理に手交。24年3月9日に「地方自治法の一部を改正する法律案」として国会へ提出された。

法案の骨子を見ると、住民の代表としての議会の適正な権限を行使するため、地方議会の会期・招集、議会と長との関係、直接請求制度等、幅広く議会のあり方を明記している。法案の概要は以下のとおり。

▽地方議会制度

地方議会の会期については条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期も開会可能とした。

しかし、知事会など執行三団体側は、長の出席義務が生じ通常業務に支障をきたす可能性があるなどの点を危惧。地方六団体間で意見の集約をすることができなかった。

このため、提出法案に関しては執行部側にも配慮。長等への議場の出席義務については、条例で定めた定例日または議案の審議に限定することとした。執行部側が議場に出席できない正当な理由がある場合には、議長へ届け出ることによって出席義務が免除されることなどが法案に明記された。

臨時会の取り扱いについては、現行であれば議長の請求を受け長が招集するが、過去に長が権利を濫用し臨時会を開かない事態が生じた。よって法案では、議長等の臨時会の招集請求に対し、長が招集しない場合、議長が代わりに臨時会を招集することができ

▽議会運営では委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項を条例へ委任することを明記した。

委員会が必要に応じて、広く議会外の意見を聴き、委員会の審議に反映させるために設けられていた「公聴会」「参事人招致」についても適用範囲を拡大。本会議も対象に加えた。

再議制度では、一般再議の対象を条例・予算外の議決事件へ拡大することが盛り込まれた。なお、条例・予算等については出席議員の3分の2以上の賛成で再議できるが、そのほかの再議決要件は出席議員の過半数とした。

専決処分では、副知事、副市町村長の選任を対象から除外すること、条例・予算の専決処分については、副知事、副市町村長の選任が専決処分の対象だったため、議会の議決が得られない場合も長が単独で処分できる事項であった。

しかし本会をはじめ議会三団体は知事、市町村長という最終処分について議会が不承認とした場合、長が必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないとした。

地制調の議論では、専決処分の取り扱いを巡り執行部側と議会側で大きく意見が分かれた。従来ならば副知事、副市町村長の選任が専決処分の対象だったため、議会の議決が得られない場合も長が単独で処分できる事項であった。しかし本会をはじめ議会三団体は知事、市町村長という最終処分について議会が不承認とした場合、長が必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないとした。

再議制度では、一般再議の対象を条例・予算外の議決事件へ拡大することが盛り込まれた。なお、条例・予算等については出席議員の3分の2以上の賛成で再議できるが、そのほかの再議決要件は出席議員の過半数とした。

地制調の議論では、専決処分の取り扱いを巡り執行部側と議会側で大きく意見が分かれた。従来ならば副知事、副市町村長の選任が専決処分の対象だったため、議会の議決が得られない場合も長が単独で処分できる事項であった。

しかし本会をはじめ議会三団体は知事、市町村長という最終処分について議会が不承認とした場合、長が必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないとした。

再議制度では、一般再議の対象を条例・予算外の議決事件へ拡大することが盛り込まれた。なお、条例・予算等については出席議員の3分の2以上の賛成で再議できるが、そのほかの再議決要件は出席議員の過半数とした。

地制調の議論では、専決処分の取り扱いを巡り執行部側と議会側で大きく意見が分かれた。従来ならば副知事、副市町村長の選任が専決処分の対象だったため、議会の議決が得られない場合も長が単独で処分できる事項であった。

しかし本会をはじめ議会三団体は知事、市町村長という最終処分について議会が不承認とした場合、長が必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないとした。

再議制度では、一般再議の対象を条例・予算外の議決事件へ拡大することが盛り込まれた。なお、条例・予算等については出席議員の3分の2以上の賛成で再議できるが、そのほかの再議決要件は出席議員の過半数とした。

地制調の議論では、専決処分の取り扱いを巡り執行部側と議会側で大きく意見が分かれた。従来ならば副知事、副市町村長の選任が専決処分の対象だったため、議会の議決が得られない場合も長が単独で処分できる事項であった。

しかし本会をはじめ議会三団体は知事、市町村長という最終処分について議会が不承認とした場合、長が必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないとした。

再議制度では、一般再議の対象を条例・予算外の議決事件へ拡大することが盛り込まれた。なお、条例・予算等については出席議員の3分の2以上の賛成で再議できるが、そのほかの再議決要件は出席議員の過半数とした。

地制調の議論では、専決処分の取り扱いを巡り執行部側と議会側で大きく意見が分かれた。従来ならば副知事、副市町村長の選任が専決処分の対象だったため、議会の議決が得られない場合も長が単独で処分できる事項であった。

しかし本会をはじめ議会三団体は知事、市町村長という最終処分について議会が不承認とした場合、長が必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないとした。

▽直接請求制度

直接請求制度では解散、解職に必要な署名要件を緩和する。通常、解散、解職に必要な署名要件は有権者数の3分の1。現行法では有権者数40万人を越える部分は6分の1が要件とされ、署名が集まりにくく、十分に制度が機能していなかった。そこで改正後、有権者数40万人から80万人の部分については現行法の水準どおり6分の1とし、新たに80万人を越える部分では8分の1とすることを決定。署名要件数を一部緩和した。

地制調による自治法改正案

国等は正の要求等をした場合に、地方公共団体が適切な処置を講じず国・地方係争

国の出先機関の事務・権限のブロック単位での移譲に係る特例制度(基本構成案)

内閣府地域主権戦略室―平成24年3月16日

国の出先機関の事務・権限の地方公共団体への移譲を推進し、もって国及び地方公共団体を通じて行政の効率化を図るとともに、住民の福祉の向上に寄与することを目的として、「アクション・プラン」(出先機関の原則廃止に向けて) (平成22年12月28日閣議決定) 記1に基づき、出先機関の事務・権限をブロック単位で移譲することを推進するための広域の実施体制の枠組みを下記の方針により検討し、個別の事務・権限ごとに国の関与を始めとする諸課題について具体的な検討を行った上で、国会への特例法案提出を目指す。

記

1 広域の実施体制の在り方について

(1) 広域の実施体制
出先機関の事務・権限(以下「事務等」という。)のブロック単位での移譲の受け皿となる広域の実施体制は、特定広域連合(地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する広域連合であって、これを組織する都

道府県の区域を合わせた区域が移譲対象出先機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないとする)について相当の合理性が認められる区域を除く。)を包括するものをいう。並びに北海道及び沖縄県(以下「特定広域連合等」という。)とする。

(2) 執行機関の在り方

特定広域連合に長を置く(構成団体の長との兼職を妨げない)。

特定広域連合を組織する地方公共団体の長を構成員とする会議を置くことができる。会議を設置したときは、特定広域連合の長は、施策に関する重要事項を決定し、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、会議の意見を聴くものとする。特定広域連合の長は、会議の意見を尊重しなければならない。

特定広域連合の下、日常の業務執行を管理する専任の執行役を移譲対象出先機関ごとに置く。

(3) 議会の在り方

常任委員会の設置、定例会の回数増及び会期の長期化等について、特定広域連合等の議会の自主的な取組みを促す。

(4) 監査・透明性の確保
特定広域連合は、地方自治法第252条の36第1項に規定する包括外部監査契約の締結を必須とする。

移譲事務等の実施状況を特定広域連合等が自ら検証し評価する仕組みを2(6)①の基本方針で定める。

(5) 区域の在り方

特定広域連合の区域が移譲対象出先機関の管轄区域(当該管轄区域に含まれないとする)について相当の合理性が認められる区域を除く。)を包括しなければならないものとする。

(6) 組織の安定性、持続性
特定広域連合が解散する場合及び特定広域連合を組織する都道府県が脱退する場合の手続等は、別に法律で定める。(当該法律が定められなければ、解散及び脱退はできない。)

(7) 効果的・効率的な広域行政の推進

特定広域連合を組織する地方公共団体の事務等を持ち寄ることにより、広域行政をより効果的・効率的なものとする。政令市の加入を促進する。

2 事務等の移譲の在り方について

(1) 移譲対象となる事務等
移譲対象出先機関単位で全ての事務等を移譲することを基本とし、移譲を受けようとする具体的意思を有する関西、九州両地域の意向を踏まえ、経済産業局、地方整備局及び地方環境事務所を当面の移譲対象候補とする。

(2) の措置によることとした場合でも、なお不都合が生じる場合には、移譲の例外となる事務等とすることを個別に検討する。

(2) 移譲のための措置
移譲事務等は特定広域連合等の区域外の地域においては引き続き国が処理する事務であることを踏まえ、当分の間、以下のとおり取扱いと

①事務区分
原則として法定受託事務とする。

②国の関与
国と地方の対等・協力の関係を前提とした上で、国による関与(協議、同意、許可・認可・承認、指示等)を必要に応じて柔軟に設ける。

③移譲事務等に関する事業計画
特定広域連合等は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、毎年度事業計画を策定し、移譲事務等に係る法律の所管大臣の同意を得なければならない。

④並行権限行使
移譲事務等に係る法律の所管大臣の並行権限行使を必要に応じて柔軟に活用する。

⑤区域外権限行使
移譲対象出先機関が有する広域的な事業者や事業活動に対する区域外権限行使を維持・継続する。

(3) 大規模災害時等の緊急時のオペレーション
国民の生命、身体、財産の保護のため緊急に事務等の的確な指示を確保する必要があると認めるときは、移譲事務等に係る法律の所管大臣が、移譲事務等の処理に関し、特定広域連合等の長に対し必要な処理を行うことができるよう、個別法令において所要の手当てを講ずる。

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく緊急災害対策本部が設置された場合には、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、防災に関する事務又は業務に協力するよう指示することができる。

緊急災害対策本部の設置に至らない場合においても、移譲対象出先機関を所管していた大臣は、特定広域連合等の長に対し、同様の協力を要請することができる。

上記の防災に関する事務又は業務への協力の指示又は要請に基づき、特定広域連合等の職員が他地域の国の出先機

関に派遣される場合については、派遣される職員が地方公務員であることにかんがみ、当該職員の身分上の取扱ひ等、所要の法的手当てを講ずる。

(4) 個別の作用法令に基づかない様々な事務の取扱ひ
事務の位置づけを明確化するため、可能なものは個別作用法に規定することを基本としつつ、それ以外の事務についても、特例法に根拠規定を設ける等の措置を含め、その法制的な在り方について検討する。

(5) 新たに必要となる事務等の取扱ひ
出先機関の移管が行われた地域においては、他の地域で出先機関が処理することとなる新たな事務について、特定広域連合等が処理することを基本に、法令上の手当て等について検討する。

(6) 事務等移譲の手続
①基本方針の策定
国は、出先機関の事務等の特定広域連合等への移譲に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を閣議決定により定める。

②計画の認定等
特定広域連合等は、基本方針に即して、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴いた上、特定広域連合等の議会の議決を経て、移譲を受ける事務等の実施に関する計画(以下「計画」という。)を作成

【4面へ続く】

【3面から続く】

し、内閣総理大臣の認定を申請することができ(特定広域連合を設置しようとする地方公共団体についても、同様の申請ができる。)

内閣総理大臣は、計画が基本方針に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長の同意を得なければならない。

③事務等の移譲措置

内閣総理大臣の認定を受けたときは、事務等の移譲のための措置が適用され、移譲対象出先機関の事務等の特定広域連合等の長が行う。(2)

③の事業計画を毎年度策定する。

3 職員、財源に係る措置の在り方について

(1)人員の移管等

円滑な移管を実現するため、移管する要員規模の決め方、移管の方法、身分の扱い、処遇上の取扱い等について、主として以下の点に重点を置いて検討を進める。

①移管等が必要な要員数の決め方、移管の方法、身分の扱い

移譲事務等に従来国で要していた要員数がそのまま地方で必要となる要員数となることを基本とする。

(別に辞令を発せられない限り)事務等の移譲の日において、移譲先の職員となること

とし、移管の前後において、職員の就く官職の職務と責任は同等とすることを基本とする。

②給与を含む処遇上の扱い

給与、休暇、服務については、移管先の条例等に基づき、退職手当については、国、地方の勤続年数を通算の上、最終退職官署において支給する。共済については、国家公務員共済組合の組合員から地方公務員共済組合の組合員になる。

③その他

移管前後で国・地方を通じて公務能力を維持・向上させる必要があることから、人事交流を含むキャリアパスや採用における任用上の配慮、研修、人事記録等の引継ぎ等の必要な措置を講ずるものとする。

(2)財源

移譲事務等の実施に要する財源について改革の理念に沿った必要な措置を講ずる。

4 その他

(1)事務等移譲特別区域推進本部

内閣に、全閣僚で構成する事務等移譲特別区域推進本部を置き、当該本部は基本方針の案の作成、基本方針に基づく施策の実施の推進に関する事務等をつかさどる。

(2)権利義務の承継について

事務等の移譲に伴う権利義務の承継について所要の措置を講ずる。

平成24年度 第1回
「市町村議会議員特別セミナー」開催

市町村アカデミー主催

市町村アカデミー(市町村職員中央研修所)では、全国の市町村議会及び東京都23区議会の議員の皆様を対象として、自治体が直面している重要課題や時局の話題を取り上げる宿泊型特別セミナーを開催しております。

今回は、5月9・10日の2日間、それぞれの分野で活躍されている講師の方々による講義が行われる予定となっています。

多くの皆様方のご参加をお待ちしております。

◆日時:平成24年5月9日(水)13:00から
5月10日(木)12:20まで

5月9日 講演

13:30~15:00「これからの政治の行方」 田崎 史郎 氏

時事通信社解説委員

15:15~17:00「日本経済・地域経済」 財部 誠一 氏

経済ジャーナリスト

5月10日 講演

9:00~10:30「地方議会の役割と改革の行方」 江藤 俊昭 氏

山梨学院大学法学部教授

10:45~12:15「パネルディスカッション」

コーディネーター 山梨学院大学法学部教授 江藤 俊昭 氏

パネラー

岩手県陸前高田市 伊藤 明彦 議長

宮城県仙台市 岡本 あき子 議員

福島県南相馬市 渡部 寛一 議員

※講演の内容等は、一部変更になる場合がございます。

◆場所:市町村職員中央研修所(市町村アカデミー)
(千葉市美浜区浜田1丁目1番)

◆申込期限:平成24年4月11日(水)

※定員に限りがございますので人数に達した場合締め切らせていただく場合がございます。

◆申込方法:参加申込書(市町村アカデミーのホームページからダウンロードできます)を、FAX又は郵送でお送り下さい。

◆参加費:10,000円(宿泊費、食費等を含む)

◆決定通知:申込書受理後、決定通知に併せて必要な資料を送付いたします。

◆申込・照会先:〒261-0025 千葉市美浜区浜田1丁目1番

◆担当:稗田、川邊 ☎043-276-3127(調査研究部)

FAX 043-276-8484

ホームページ <http://www.jamp.gr.jp/>

「児童福祉週間」がスタート
子どもの日から1週間

厚生労働省では毎年5月5日から1週間を「児童福祉週間」と定めている。児童福祉週間は昭和22年に制定された。以来、子どもや家庭、子どもの健やかな成長を国民全体で考える機会として現在に至っている。

福祉週間では、児童福祉の理念を普及・啓発させるため、各種行事を実施している。

24年度の主な取組みは▽子どもたちと大相

- ▽議長 倉持光男(2・15)
- ▽御取手 勝亦 功(2・15)
- ▽御殿場 木曾利廣(2・16)
- ▽亀岡 湯本隆英(2・21)
- ▽中野(長野) 田口義明(2・21)
- ▽東大阪 村田正夫(2・23)
- ▽京田辺 為広員史(2・23)
- ▽三豊 堀田順人(2・23)
- ▽今治 駒井芳彦(2・24)
- ▽高島 田中修一(2・27)
- ▽町田 根本太左衛門(2・27)
- ▽香取 長縄博光(2・27)
- ▽各務原

議会人事

- ▽新座 亀田博子(2・28)
- ▽日野 秋山 薫(2・29)
- ▽守谷 松丸修久(3・1)
- ▽神栖 泉 純一郎(3・2)
- ▽つくばみらい 中山栄一(3・2)
- ▽副議長
- ▽取手 齋藤久代(2・15)
- ▽御殿場 鎌野政之(2・15)
- ▽亀岡 明田 昭(2・16)
- ▽唐津 前田 一徳(2・17)
- ▽焼津 加藤 志男(2・21)
- ▽東大阪 鳥居善太郎(2・21)
- ▽京田辺 矢野康弘(2・23)
- ▽三豊 瀧本 文子(2・23)
- ▽今治 村上泰造(2・23)
- ▽瑞浪 熊谷隆男(2・24)
- ▽高島 小島洋祐(2・24)
- ▽町田 藤田 学(2・27)
- ▽香取 眞本 丈夫(2・27)
- ▽各務原 神谷卓男(2・27)
- ▽日野 中野昭人(2・29)
- ▽筑西 尾木恵子(2・29)
- ▽旭 林 七巳(2・29)
- ▽守谷 梅木伸治(3・1)
- ▽櫃原 松木雅徳(3・1)
- ▽小城 江島佐知子(3・1)
- ▽糸満 德里勇夫(3・1)
- ▽神栖 長谷川治吉(3・2)
- ▽つくばみらい 海老原弘(3・2)
- ▽事務局長
- ▽日野 山田二郎(2・1)